

議案書及び議案説明資料

議題（１） 委員長・副委員長の選出**協議事項**

令和2年10月11日より本委員会委員の新たな任期となり、委員長及び副委員長を選出していただきます。

提案理由

委員長及び副委員長の選出について、**追加資料2**「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則」第4条第1項の規定により、委員の互選により定めると規定されているため、提案するものです。

※**追加資料1**「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会委員名簿」より、委員長、副委員長を1名ずつ選出いただき、**追加資料5**「表決書①」にそれぞれ氏名をご記入いただき、返信用封筒に入れてご郵送ください。

■ 参照・記入資料

※別添 追加資料1	「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会委員名簿」
追加資料2	「茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会規則」
追加資料3	「意見・質問シート（1月8日締め切り分）」
追加資料5	「表決書①」

議題（２） 令和2年度の取り組みについて**① 居住支援について****協議事項**

昨年度まで検討してきた居住支援のあり方について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、今後さらに住宅に困窮する世帯が増加することが見込まれるため、今年度は居住支援に特化した施策を検討・実施しております。

今回の委員会では、住宅確保要配慮者のボリュームをお示しし、不動産事業者及び福祉事業者に実施したアンケート調査及びヒアリング結果から見えた課題とその対応方策について整理しましたので、住宅確保要配慮者となる可能性のある対象者の考え方や対応方策等についてご意見ください。

また、これまで実施している「住まいの相談窓口」における居住支援の取り組みにおける課題解決を図るため、協力不動産店制度等を立ち上げることについて

て、制度立ち上げにあたっての注意点等についてご意見ください。

提案理由

居住支援に関する取り組みを強化していくため提案するものです。

② 答申案について

協議事項

「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」に基づく施策の推進に関する事項について、平成 30 年 10 月に市長より諮問を行い、協議いただいています。本来であれば、今年 10 月の任期到来前に答申を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、昨年度末から今年度上半期にかけて委員会を開催できなかったことから、平成 30 年度から今年度に検討した内容をまとめ、答申を行うこととしております。

今回の委員会では、答申案の目次編成についてご意見をいただき、次回委員会では目次編成に基づき作成する答申案についてご意見いただくことを予定しております。

提案理由

平成 30 年 10 月の諮問に答申いただくため、提案するものです。

※いただいたご意見に対しての市役所の回答を踏まえて、**追加資料 6**「表決書②」の賛成・反対にそれぞれ丸を付け、ご意見等をご記入のうえ、返信用封筒に入れてご郵送ください。

■ 参照・記入資料

※別添 資料 2	「令和 2 年度の取り組み」
追加資料 2	「意見・質問シート（1 月 8 日締め切り分）」
追加資料 6	「表決書②」
追加資料 9	「令和 2 年度 第 1 回茅ヶ崎市住宅政策庁内調整会議 議事録」

報告（１） 令和元年度の取り組みについて

報告事項

① 「住まいの相談窓口」について（資料１ ５・６ページ）

「居住支援」の相談において、協定団体にお繋ぎしなかった案件は、自身で探す、民間賃貸住宅は希望しないため公営住宅及び UR を中心に探す、親族からの相談であるため本人に相談する等が多くを占めています。

「リフォーム」については、令和元年度発生台風 15 号及び 19 号の影響による修理に関する相談が多くあり、協定団体にお繋ぎしました。

② 居住支援のあり方検討について（資料１ ７・８ページ）

ヒアリング及びアンケート調査結果の概要を記載していますが、議題（２）にて説明しているため、詳細な説明は割愛させていただきます。

③ アドバイザー派遣に関する仕組み検討について（資料１ ９ページ）

令和 2 年 1 月「神奈川県マンション管理士会」との協定締結により、マンションアドバイザー派遣については、相談体制を整えました。

その他のアドバイザーについては、昨年度の委員会の中で、別々のアドバイザーを派遣するのではなく、コンサルタント等の経験をもった人材が横断的にアドバイスをを行うことができることから適任である可能性があること、アドバイザーを仕組みとして用意しておくことが重要であることなどのご意見をいただいております。

既存の施策との重複があること、アドバイザーを派遣する際の費用負担をどうしていくのかなど、引き続き検討してまいります。

④ 空き家等の対策について（資料１ 10 ページ）

空き家実態調査を実施し、空き家と想定される物件は、平成 27 年度に実施した前回調査から 217 戸増の 1,575 戸、率にすると前回調査から 0.3% 増の 2.7% でした。今後、人口減少だけでなく、世帯が減少することが見込まれているため、空き家の適正管理だけでなく、発生予防や利活用にもこれまで以上に力を入れて取り組んでいく必要があります。

⑤ 高齢社会における「住まい」のモデル事業のあり方について

（資料 1 11～31 ページ）

2 つの終活セミナーを通じ、終活に対する興味が高い一方で、ご家族で「話す必要がない」「まだ早い」「話づらい（きっかけがない）」という方も多く、そ

ういった方にどのような施策が響くのか検討する必要があります。

※いただいたご意見に対しての市役所の回答を踏まえて、追加資料6「表決書②」の賛成・反対にそれぞれ丸を付け、ご意見等をご記入のうえ、返信用封筒に入れてご郵送ください。

■ 参照・記入資料

※別添追加資料1	「令和元年度の取り組み」
参考資料1	「令和元（2019）年度茅ヶ崎市空き家実態調査報告書 －概要版－」
参考資料2	「民間賃貸住宅に関するアンケート調査結果」
参考資料3	「住まい・住まい方に関する相談内容アンケート調査 結果」
追加資料3	「意見・質問シート（1月8日締め切り分）」
追加資料6	「表決書②」

その他

- ① セミナーの開催について（神奈川県居住支援協議会との共催）追加資料8
不動産事業者、福祉事業者及び庁内関係部署に対して居住支援に関する情報提供することにより、双方の意識向上と情報共有を図ることを目的に開催いたします。
- ② 今後の委員会の開催について
令和3年2月中旬から3月上旬にかけて第2回委員会を開催予定であり、居住支援の取り組みや答申について協議いただく予定です。開催方法につきましては、別途ご案内いたします。